

令和5年12月末で

収入証紙の



販売を終了します

埼玉県収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。
埼玉県では、パスポートの申請や運転免許証更新などの申請手続きに使われています。

! 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の**販売**は
令和5年12月末日まで

証紙の**利用期限**は
令和6年3月末日まで

未利用証紙の**還付**は
令和10年12月末日まで

手数料の支払方法が変わります！

埼玉県収入証紙は、令和5年12月末に販売が終了され、
令和6年3月31日で、**使用ができなくなります**のでご注意ください。

証紙廃止後の支払方法(案)

窓口に来なくても手続きができる環境整備を進めていきます。

窓口での直接納付の場合は、キャッシュレス収納を検討しています。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

電子申請の場合

支払方法

- クレジットカード
- ペイジー

※ 支払いのための番号が付与され、ネットバンキングや金融機関ATMで支払うことが可能



窓口申請の場合

支払方法

- クレジットカード
- デビットカード
- 電子マネー
- QRコード

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

お問合せ

埼玉県出納総務課

☎ 048-830-5714

✉ a5710-02@pref.saitama.lg.jp

収入証紙で徴収する
手数料一覧が
確認できます。

